保険番号マスタ（青森県02）

番号	設定項目名 ＼ 制度名	乳幼児				重度心身障害者				ひとり親家庭等			妊産婦	弘前市 乳幼児		ひとり親	障害			七戸町 乳幼児	ひとり親	横浜町 障害	乳幼児		ひとり親		八戸市 ひとり親	野辺地町 乳幼児	青森市 障害				六ケ所村 乳幼児
1	保険番号	141	181	281	199	180	280	580	299	143	243	399	144	241	341	443	480	441	343	380	381	481	182	282	543	581	680		780		681
2	法別番号	41	81	81	41	80	80	80	80	43	43	43	44	81	41	82	80	41	82	80	81	81	82	82	82	81	80		80		81
3	短縮制度名	マル乳	乳負無	乳負有	乳児償還	重度	障害9割	障害1割	障害償還	マル親	マル子	親償還	妊婦	弘乳	弘乳就学	弘前親	弘前障害	七戸乳	七戸親	重度	乳児負無	乳児負有	親負無	親負有	八戸親	野辺地乳	青森障		障害多数		乳食無
4	保険公費種別区分	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7		7		7
5	法別番号チェック区分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0		0
6	検証番号チェック区分	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2		2		2
7	受給者検証番号チェック区分	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2		2		2
8	公費主保区分	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3		3		3
9	年齢（開始－終了）	0 － 12	0 － 12	0 －12	0 － 12	0 － 999	0 － 999	0 － 999	0 － 999	0 － 999	0 － 999	0 － 999	16 － 999	0 － 18	4 － 6	0 － 18	0 － 999	0 － 6	0 － 999	0 － 999	0 － 18	4 － 6	0 － 999	0 － 999	0 － 18	4 － 6	0 － 999		0 － 999		0 － 18
10	点数単価	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10		10		10
11	レセプト負担金額	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		1		1
12	レセプト請求（印刷）	2	3	2	3	2	2	4	3	3	3	3	3	0	3	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0		0
13	レセプト記載	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0		0
※	所得情報							本人	低所得								本人	低所得									本人	低所得	本人	低所得	
14	外来負担区分	2	2	2	3	2	1	1	2	3	1	2	3	2	2	2	2	1	2	2	2	1	2	2	2	2	2	1	1	2	1	2	2
15	1回負担割合	0	0	0	100	0	10	10	0	100	0	0	100	0	0	0	0	10	0	0	0	10	0	0	0	0	0	0	10	0	10	0	0
16	1回固定額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
17	1回上限額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
18	1日上限額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
19	1日上限回数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
20	1月院内上限額	0	0	0	0	0	0	14000	0	0	1000	0	0	0	0	0	18000	0	0	0	0	0	0	1000	0	1500	18000	0	18000	0	0
21	1月院外上限額	0	0	0	0	0	0	14000	0	0	0	0	0	0	0	0	18000	0	0	0	0	0	0	1000	0	1500	18000	0	18000	0	0
22	1月上限回数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
23	薬剤負担	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
24	入院負担区分	1	2	1	3	2	1	1	2	3	1	2	3	2	2	1	2	1	2	2	2	1	2	1	2	1	1	2	1	2	1	2	2
25	1回負担割合	0	0	0	100	0	10	10	0	100	0	0	100	0	0	0	0	10	0	0	0	10	0	0	0	0	0	0	10	0	10	0	0
26	1回固定額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
27	1回上限額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
28	1日上限額	500	0	500	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	500	0	0	0	0	0	0	0	500	0	0	0	0	500	0	0	0	0	0
29	1日上限回数	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
30	1月上限額	0	0	0	0	0	15000	57600	0	0	1000	0	0	0	0	0	57600	0	0	0	0	0	0	1000	0	0	57600	0	44400	0	0	0
31	1月上限回数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
32	1日食事助成額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
33	食事療養費	2	1	1	1	1	1	1	1	1	2	3	1	3	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	3

（注）乳幼児医療費
「マル乳」（現物給付方式を採用している市町村に適用）
「乳負無」（自己負担がない市町村に適用。市町村によって適用年齢が異なります。） ※平成20年10月より開始
「乳負有」（入院の自己負担がある市町村に適用。市町村によって適用年齢が異なります。） ※平成20年10月より開始
「乳児償還」（償還払い方式を採用している市町村で、当該患者の院内管理を必要とされる医療機関に適用）
※市町村によって適用年齢が異なるようです。国保でレセプトへ10割の印字が必要の場合、「保険10割＋乳幼児」の保険組み合わせを使用、もしくはシステム管理マスタ「2006」で給付割合を設定できます。社保は償還払いのようです。

重度心身障害者医療費
「重度」（本人負担無しの国保（入院、通院）患者にのみ適用します。 但し入院時食事療養費は償還払いとなります。 レセプトでの請求になります）
「障害9割」（身障者の国保（入院、通院）患者にのみ適用します。 老人保健1割負担同様の自己負担が必要です。レセプトで請求です。）
「障害1割」（国保患者の場合に適用します。レセプトでの請求のようです。外来－年間上限「年間144,000円」、入院－多数回該当「44,400円」となるようですが償還払いの為、窓口負担は変わらないようです。後期高齢者、社保は償還払いです。）
「障害償還」（その他、償還払い方式が適用される社保ならびに一部国保患者について、当該患者の院内管理を必要とされる医療機関でご使用下さい）

ひとり親家庭等医療費
「マル子」（自己負担が無い子供患者に適用）、「マル親」（本人負担が有る親患者に適用）
「親償還」（償還払い方式を採用している市町村で、且つ当該患者の院内管理を必要とされる医療機関に適用）

妊産婦医療10割給付
「妊婦」（国保は併用レセプトではないですが、給付割合は10割と印字が必要でシステム管理マスタ「2006」で給付割合を設定できます。社保は償還払いのようです。）

弘前市
「弘乳」（国保1～18歳、社保0～18歳で患者負担がない患者に適用します。平成26年8月より6歳、平成29年10月より15歳、令和5年4月より入院外来共に18歳までとなるようです。）※平成29年10月より社保国保共にレセプト請求へ変更
「弘乳就学」（国保・社保共に4歳～就学前で入院1日500円の自己負担がある患者に適用します。平成26年8月の制度変更で患者負担なしとなり使用不要となったようです。）
「弘前親」（0～18歳。社保国保共に専用の請求書にて請求。カスタマイズをお願いします。保護者は償還払い。） ※平成21年4月より請求方法変更、令和4年4月より社保国保共にレセプト請求へ変更
「弘前障害」（国保患者の場合に適用します。レセプトでの請求のようです。外来－年間上限「年間144,000円」、入院－多数回該当「44,400円」となるようですが償還払いの為、窓口負担は変わらないようです。後期高齢者、社保は償還払いです。非課税世帯は自己負担無し。）※平成30年8月より月上限額の変更

七戸町
「七戸乳」（0歳～小学校就学前。社保国保共に専用の請求書にて請求。カスタマイズをお願いします。） ※国保は平成20年10月、社保は平成21年4月からレセプト請求
「七戸親」（患者負担無し。食事療養費は患者負担。社保国保共に専用の請求書にて請求。カスタマイズをお願いします。親は令和5年8月より現物給付。現在はレセプト請求のようで保険番号182と同制度です。）

横浜町（平成19年10月）・蓬田村（乳幼児　平成22年9月）・八戸市（乳幼児　平成30年1月）
「重度」（患者負担1割。非課税世帯は自己負担なし。レセプト請求。）
「乳児負無」（0歳～3歳に適用。患者自己負担なし。レセプト請求。） ※蓬田村（0歳～15歳）、東北町（0歳～18歳）、野辺地町（0～3歳）、八戸市、深浦町（0歳～18歳）は同制度のようです
「乳児負有」（4歳～6歳に適用。入院1日500円の自己負担。レセプト請求。）
「親負無」（児童に適用。患者自己負担なし。レセプト請求。）※つがる市（子のみではなく親含む）も同制度のようです。
「親負有」（親に適用。月1000円の自己負担。レセプト請求。）

八戸市
「八戸親」（子供のみ。親は償還払い。社保国保共に専用の請求書にて請求。カスタマイズをお願いします。）※平成30年1月より社保国保共にレセプト請求へ変更（親は償還払いは変更なし）

野辺地町
「野辺地乳」（4歳～小学校就学前に適用。外来1月1500円、入院1日500円の自己負担、食事療養費自己負担。レセプト請求。）

青森市
「青森障」（外来：月上限18,000円、入院：月上限57,600円で患者負担1割。非課税世帯は患者負担なし。国保と中学生以下の社保はレセプト請求。それ以外は償還払いのようです。）
「障害多数」（入院の上限額において過去12ヶ月で3回以上上限額まで支払った場合、4回目以降は上限額が異なります。該当患者に適用下さい。）

六ケ所村
「乳食無」（入院外来共に患者負担無し。食事療養費も患者負担無し。社保国保共にレセプト請求。）

※ 平成20年10月より法別81の乳幼児の制度開始

（注）平成15年11月　初版